

平成23年（行ウ）第17号、第18号 第二次泡瀬干潟公金支出差止請求事件

原告 前川盛治 外274名

被告 沖縄県知事、沖縄市長

証拠説明書（甲E21, 22）

2013年1月24日

那覇地方裁判所 民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 籠橋 隆明 代
同 鋳口 崇 代
同 喜多 自然 代
同 栗山 知 代
同 齋藤 祐介 代
同 白川 秀之 代
同 長谷川 鉦治 代
同 原田 彰好 代
同 日高洋一郎 代
同 堀 雅 博 代
同 間宮 静香 代
同 御子柴 慎 代
同 横江 崇 代
原告ら訴訟復代理人弁護士 松本 徹意 代
同 吉浦 勝正 代
同 宮本 増 代

号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲E 21	公有水面埋 立実務便覧 全訂二版 (抜粋)	原本	2002年12 月20日	国土交通省 港湾局埋立 研究会	「恒久的な護岸（例えば階 段式護岸）を築造して行う 場合等養浜により陸地を造 成する」ような場合それは	

					<p>「埋立」であるから、「公有水面埋立法に基づく手続が必要」になるということ、単に従前免許を受けていた埋立区域が縮小されるのであれば、アセス等の手続きを省略して県知事が変更申請に対し許可（公有水面埋立法第13条ノ2）をすることができるが縮小に加え新たな埋立区域が生じるときは、県知事の許可では足りず、埋立区域全体につき再度所要の手続きをとった上で新規の免許を受ける必要があるということなど</p>
甲 E 2 2	資料収集報告書	原本	2 0 1 3 年 1 月 2 2 日	弁 護 士 日 高 洋 一 郎	突堤（特に東突堤）が明らかに陸地になっていること